







タル被保險者若ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ナ本法ノ適用ヲ受ク場合ニ於テ子ハ其ノ者ガ再び保険者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限三在ラズ。

前項本文ノ規定ハ組合員タル被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者以外ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基ク本法ニ依ル保険給付ヲ為スコトヲ妨げズ。

前項ノ規定ニ依リ本法ニ依ル保険給付ヲ受タルコトヲ得サル間に日死亡シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺族ニ対シテ本法ニ依ル保険給付ハ之ヲ為サズ。

第十五条ノ二中「前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受けケザル者」を「組合員ト為リタリシ者キハ其ノ者ニ係ル積立金ニ相当スル額ヲ船員保険料別会計ヨリ當該組合員ノ所屬スル共済組合ニ移換ス」に改める。

第十五条ノ三の次に次の二条を加える。

第十九条ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者ト為リタリシ者キハ其ノ者ニ係ル積立金ニ相当スル額ヲ船員保険料別会計ヨリ當該組合員ノ所屬スル共済組合ニ移換ス

前項ノ金額ノ計算ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十九条ノ五 第十七条ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ノ取得ノ期間失ニ被保險者ノ種別ニ依ル被保險者タリシ期間ニ算入セラル被保險者ナルヤ否ヤ及其ノ期間ガ第三十条第一項第二号ノ規定ニ依ル老齢年金ノ受給要件タル被保險者タ

ナルヤ否ヤノ区別ヲ謂フ以下之ニ  
同ジノ变更ハ都道府県知事ノ確  
認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ  
前項ノ確認ハ第二十二条ノ二ノ規  
定ニ依ル届出若ハ第二十二条ノ五  
第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又  
ハ被保險者以て之ヲ行フモノトス  
第二十二条第一項中「七年」を「七年  
六月」に改め、「被保險者タリシ者」  
の下に「(三十五歳以後三にケル被保  
險者タリシ期間ガ一年三月以上ナ  
ル者ヲ除外)」を加える。  
第二十二条第一項中「十五年三達  
シタルトキ」の下に「又ハ三十五歳以  
後三にケル等ノ期間ヲ合算シ十  
一年三月ニ達シタルトキ」を加える。  
第二章の次に次の一章を加える。  
第二章ノ二 届出、記録等  
都道府県知事ニ届出ヅベシ  
第二十二条ノ二 船舶所有者ハ命令  
ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ資格  
ノ取得及喪失、被保險者ノ種別ノ  
変更並ニ報酬月額ニ因スル事項ヲ  
都道府県知事ニ届出ヅベシ  
第二十二条ノ三 都道府県知事ハ第  
十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ  
第四条第二項ノ規定ニ依ル決定若  
ハ同条第三項ノ規定ニ依ル決定若  
行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有  
者ニ通知スベシ  
船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通  
知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ  
被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ  
通知スベシ  
被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル  
場合ニ於テ其ノ者ノ所在方不明ナ  
ル為前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為ス  
コト能ハザルトキハ船舶所有者ハ  
都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ヅベ  
シ  
都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル  
届出アリタルトキハ所在不明ナル

Digitized by srujanika@gmail.com

者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ  
都道府県知事ハ船舶所有者ノ所在  
が不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル  
事由アリタル為第一項ノ規定ニ依  
ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ  
同項ニ規定スル通知三代ヘ其ノ通  
知スベキ事項ヲ公告スベシ  
第二十一条ノ四 都道府県知事ハ第  
二十二条ノ二ノ規定ニ依ル届出ア  
リタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル  
事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ  
其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ  
通知スベシ  
前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前  
項ノ通知ニ付之ヲ準用ス  
第二十二条ノ五 被保險者又ハ被保  
險者タリシ者ハ何時タリトモ第十  
九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求  
スルコトヲ得  
都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル  
請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求  
ニ係ル事實ナシト認ムルトキハ其  
ノ請求ヲ却下スベシ  
第二十二条ノ六 厚生大臣ハ被保險  
者ニ開スル原簿ヲ備ヘ之ヲ被保險  
者ノ氏名、被保險者ノ資格ヲ取得  
及喪失ノ年月日、標準報酬其ノ他  
命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ  
第二十三条ノ四第一項中「第三十  
六条、第三十七条、第四十二条乃至  
第四十二条ノ三、第四十九条ノ七」  
を「第四十二条、第四十四条ノ三」に  
改め、「祖父母」の下に並び被保險者  
又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其  
ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を  
加え、同条第二項及び第三項を削る。  
第二十三条ノ五を次のように改め

第二十三条规定、前条ノ一時金ヲ受  
クベキ者ノ位に左ニ掲タル順序  
ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号  
者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計  
ヲ維持シタル子、父母、孫及祖  
母、孫及祖父母  
第三条被保險者又ハ被保險者タリシ  
者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計  
ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲  
グル者以外ノモノ  
四 第二号ニ該当セザル子、父  
母、孫及祖父母  
第二十三条ノ二第一項但書ノ規定  
ハ前項ニ場合ニ之ヲ準用ス  
被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ  
第一項第二号乃至第四号ニ掲タル  
者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ  
厚生大臣又ハ船舶所有者、三届出タ  
ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其  
ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ  
被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ  
配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為  
コトヲ得  
第二十三条规定、第一項第一号中  
「五十歳以上」を「五十五歳以上」に、  
同項第二号中「五十歳未満」を「五十  
歳未満」に改め、同項中第五号とし、  
第七号とし、第四号を第六号とし、  
第三号中「五十五歳以上」を「六十歳  
以上」に改め、同号を第五号とし、  
第二号の次に次の二号を加える。  
三 被保險者若ハ被保險者タリシ  
者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル

者ノ死亡ニ當時四十歳以上ニシテ  
其ノ後五十五歳ニ達タル年金  
(五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第一  
同号ニ定ムル子ガ第五十条ノ四  
各号ノ一二該當スルニ至リタル  
コトニ因リ第四十九条ノ五ノ規  
定ニ依リ寡婦年金ヲ受クル権利  
ヲ失ヒタル當時四十歳以上ニシ  
テ其ノ後五十五歳ニ達シタルモ  
ノ(五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第二  
第五十条ノ四第二号ニ該當スル  
ニ至リタル者ヲ除ク)  
第二十四条中「被老年金」を「老齡  
年金」に改め、同条の次に二条を加  
える。  
第二十四条ノ二 老齡年金、障害年  
金、遺族年金、寡婦年金、餽夫年  
金及児童年金ノ額三十五ヲ切換  
ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切換  
テ五十銭以上一円未満トキハ之ヲ  
ジタルトキハ之ヲ一円トス。  
第二十五条の次に二条を加え  
る。  
第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意  
又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一  
条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サ  
リシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サ  
リシ期間内ニ生ジタル被保險者ノ  
職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷若  
ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及  
ニ因リ免シタル疾病ニ因ル疾患三  
付船員法ニ規定スル災害補償ノ額  
当スル保険給付ヲ為シタルトキハ  
政府ハ該船舶所有者ガ同法ノ規  
定ニ依リスベキ災害補償ノ額ノ

限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要リ微  
タル費用ヲ當該船舶所有者ヨリ徵  
收スルコトヲ得但シ被保險者ノ當  
該疾病、負傷又ハ死亡ノ生ジタル  
前二条當該期間ニ係ル被保險者ノ資  
格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一  
項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ八  
十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリ  
タルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラ  
ズ

第二十一条ノ五但書中「養老年金」を  
「老齢年金」に改める。

第二十七条ノ二第一項中「又ハ被  
保險者若ハ被保險者タリシ者分死亡  
シタルニ因リ支給スベキ賠退手当  
金」を削る。

第二十七条ノ三第三項及び第五項  
を削る。

第三十条第一項に次の但書を加  
え、同条第二項第三号中「職務上」  
事由以外ノ事由（以下「職務外ノ事由  
ト称ス」）を「職務外ノ事由」に改め  
る。  
但シ職務上ノ事由以外ノ事由（以下  
「職務外ノ事由ト称ス」）ニ因ル  
一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発  
タル疾病ニ付支給スベキ傷病手当  
金ハ其ノ支給開始後三年ヲ経過シ  
タルトキハ之ヲ支給スベ

第三十二条を第三十一条ノ二ト  
し、第三十三条を第三十一条ノ三と  
し、同条の次に次の一節を加える。

第三節 分娩費、出産手当金

スル金額ヲ支給ス

前項ノ場合、於テ被保険者又ハ被  
保險者タリシ者ガ分娩ノ日前四十  
二日、分娩ノ日以後四十二日以内  
ニテ職務三服七ザリシ期間出產  
手當金トシテ一日ニ付標準報酬日  
額ノ百分ノ六十三相当スル金額ヲ  
支給ス

第三十二条ノ二 被保險者又ハ被保  
險者タリシ者ガ分娩シタル場合ニ  
於テ其ノ出生兒ヲ育テタルキハ  
育児手當金トシテ分娩ノ日ヨリ起  
算シ引続六月間育児期間一月ニ  
付二百円ヲ支給ス但シ其ノ期間一  
月ニ満タザルトキハ之ヲ一ヶ月トス  
第三十二条ノ三 被保險者タリシ者  
ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因  
リ前二条ノ規定ニ依リ支給スペキ  
保險給付ハ被保險者タリシ者ガ其  
ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以  
内ニ分娩シタルトキニ限リ之ヲ支  
給ス

前項ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受ク  
ルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタ  
ル日前一年間ニ六月以上被保險者  
タリシ者ナルコトヲ要ス

第三十二条ノ四 都道府県知事ハ被  
保險者又ハ被保險者タリシ者ヲ助  
産ノ為病院又ハ助産所ニ収容スル  
コトヲ得

病院又ハ助産所ニ収容シタル被保  
險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シ  
テ支給スベキ分娩費ノ額ハ第三十  
二条第一項ノ規定ニ依リ支給スペ  
キ金額ノ半額ニ相當スル金額トス  
第三十二条ノ五 出産手當金ノ支給  
ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病  
手當金又ハ失業保險金ハ之ヲ支給





別表第三

被保険者タリ	期間	月数	
二年以上	〇・六月	四年以上	一一
三年以上	〇・九	五年以上	一五
四年以上	一・二	六年以上	一八
五年以上	一・五	七年以上	二一
六年以上	一・八	八年以上	二五
七年以上	二・一	九年以上	二九
八年以上	二・四	一〇年以上	三三
九年以上	二・七	一一年以上	三七
一〇年以上	二・九	一二年以上	四二
一一年以上	三・三	一二年以上	四七
一二年以上	三・七	一三年以上	五三
一四年以上	四一	一四年以上	五三
被保険者タリ	期間	月数	
一年未満	〇・二月	一年以上	〇・四
二年以上	〇・六	三年以上	〇・九

## 官報(号外)

六二二

六二一

六二〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

六一九

六一八

六一七

六一六

六一五

六一四

六一三

六一二

六一一

六一〇

ず、なお從前の例による。但し、  
加給金又は増額金の額は、一人に  
つき四千八百円とするものとし、  
また、その額加給金又は増額金の  
額を除くのが八千円に満たないと  
きは、これを八千円とする。この

法律の施行の際現に職務外の事由  
により魔疾となつたことによる  
障害年金の支給を受ける者がこ  
の法律の施行後に死亡したことによ  
り、寡婦年金、かん夫年金又は遺  
児年金を受ける権利を有するに至  
つた者についても、同様とする。

(遺族年金の額の特例)  
第十一条 左の各号に掲げる遺族年  
金については、その額(加給金の  
額を除く)が一万一千四百円に満  
たないときは、これを一万一千四  
百円とする。

一 この法律による改正前の第三  
十四条各号の一に該当する被保  
険者は又は被保険者であつた者が  
この法律の施行前に職務外の事  
由により死亡したことによる遺  
族年金

二 被保険者又は被保険者であつ  
た者がこの法律の施行前に職務  
上の事由により死亡したことによ  
る遺族年金

三 附則第七条第一項に規定す  
る者が從前の煙老年金の例に  
よつて支給する保険給付を受け

る権利を失わないのでこの法律の  
施行後に死亡したことによる遺  
族年金

2 左の各号に掲げる遺族年金につ  
いては、その額(加給金の額を除  
く)が二万円に満たないときは、  
これを二万円とする。

一 職務上の事由により魔疾とな  
つたことによる障害年金の支給  
を受ける者がこの法律の施行前  
に職務外の事由により死亡した  
ことによる遺族年金

二 この法律の施行の際現に職務  
上の事由により魔疾となつたこ  
とによる障害年金の支給を受け  
る者がこの法律の施行後に職務  
外の事由により死亡したことによ  
る遺族年金

3 前二項の遺族年金については、  
加給金の額は、一人につき四千八  
百円とする。

(老齢年金の受給資格年齢の認定)  
第十二条 この法律による改正後の  
第三十四条及び第三十八条中「五  
十五歳」とあるのは、この法律の  
施行前に被保険者であつた者であ  
つて、左の表の上欄に掲げるもの  
について、それぞれ同表の下  
欄のように読み替えるものとす  
る。但し、この法律による改正後  
の第三十四条第一項第三号の規定  
に該当する者については、この限  
りでない。

明治四十三年五月一日から 大正二年五月一日までの間に生れた者	五十二歳
大正五年五月一日から 大正五年五月一日までの間に生れた者	五十三歳
大正八年五月一日から 大正八年五月一日までの間に生れた者	五十四歳

昭和二十九年五月一日から 昭和三十三年五月一日から 昭和三十九年四月三十日まで	五十歳
昭和四十年五月一日から 昭和四十五年四月三十日まで	五十一歳
昭和四十七年五月一日から 昭和四十九年四月三十日まで	五十五歳

(脱退手当金)

第十五条 この法律の施行前におけ  
る被保険者であつた期間が三年以  
上である者で、この法律の施行の  
際現に五十歳以上であるものに支  
給する脱退手当金の額は、この法  
律による改正後の第四十七条の規  
定にかかるらず、この法律の施行  
前にかかる被保険者であつた期間  
について、従前の例により計算した  
額に、この法律の施行後における  
被保険者であつた期間によりその  
期間の平均標準報酬月額に別表第  
七に定める月数を乗じて得た額を  
加えた金額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後、  
被保険者の資格を喪失したとき  
は、その者が五十五歳未満である  
場合においても、この法律による  
改正後の第四十六条第一項の脱退  
手当金を支給する。  
(従前の例による保険給付に関する  
国庫負担)  
第十六条 この法律による改正後の  
第五十八条第一項の規定は、附則第  
七条の規定によつて従前の例によ  
り支給する保険給付附則第八条第  
二項の規定による加給金を含む。  
に要する費用について準用する。  
前項の保険給付のうち、船員保  
険法中改正法律(昭和二十年法律  
第二十四号)附則第一条第二項又  
は船員保険法の一章を改正する法  
律(昭和二十一年法律百三号)附則  
第三条の適用を受ける保険給  
付に関する国庫の負担すべき費用  
については、なおこれらの規定に  
よるものとする。

(未支給給付)  
第十七条 痣老年金又は寡婦年金、  
かん夫年金若しくは遺児年金のう  
ち、この法律の施行前の月に係る  
分及びこの法律の施行前に受給權

が生じた結果退学金又はこの法律による改正前の第三十六条、第三十七条、第四十二条第二項、第四十二条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項から第六十一条までの規定による一時金であつて、この法律の施行の際は支給していないものについては、なお従前の例による。

(被保険の保険料)

第十八条 この法律の施行前の月に保険料の徴収については、なほ従前の例による。

(被保険の範囲による)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

(被保険年金の統合及び調整が行われた年金との統合)

第二十条 被保険年金、かん夫年金及び被保険年金の制度は、当分の間現在運営するものとし、すみやかに、これより被保険年金との統合及び調整が行われなければならない。

(他の法律の一部の改正)

第二十一条 兵員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のよう

うに改正する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

**第二十四条** 納員保險特別會計法（昭和二十一年法律第二百三十六号）の一部を次のとおりに改正する。  
第三条中「一般會計からの受入金」の下に「、國家公務員共済組合法による共済組合（以下「共済組合」という。）からの受入金」を、「共済組合への賠償金」を加える。  
**第二十五条** 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のとおりに改正する。  
第一節 第十六条第二項中「その者に係る資産準備金」を「その者につき同法第五条ノ四の規定により計算された積立金」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改める。  
第八十二条中「養老年金」を「老年金」に改める。  
**第二十六条** 第九十六条の二の次に次の二条を加える。  
第九十六条の三 昭和二十九年五月一日前に第十三条第一号から第三号に規定する事由に該当した船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員について第八十二条の規定を適用する場合においては、同条中「老駕年金」とあるのは「養老年金」と読み替えるものとする。  
**第二十七条** 職傷病者慰効者没族等扶養法（昭和二十七年法律第二百一十七号）の一部を次のとおりに改正する。  
附則第九項中「第五十条ノ六第四号」を「第五十条ノ六第一号」に改める。

**(遺族年金、加給金等)**  
第十九条 この法律の施行前に十六歳に達したことによりこの法律による改正前の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ一、第一四十九条ノ五又は第五十条ノ四の規定にかかる規定の適用を受ける者に関する保険給付の支給については、この法律による改正後の第二十三条ノ三、第二十三条ノ六、第四十一条ノ二又は第五十条ノ四の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

船員保険法の一部を改正する法律案  
〔閣議提出に附する報告書〕  
\*〔最終号の附録に掲載〕

厚生年金保険及び船員保険交渉法案  
厚生年金保険及び船員保険交渉法  
(この法律の目的)  
第一条 この法律は、被保険者の老齢又は死亡による保険給付に関して、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一号)による被保険者であった期間と船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者であった期間(以下「通算する」といふ)により、これらの保険給付を受けることを容易ならしめ、もつて被保険者及びひその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(被保険者期間の合算)  
第二条 船員保険の被保険者又は船員保険の被保険者であつた者が、厚生年金保険の被保険者となつたときは、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条规定による規定による遺族年金に関しては、その者の船員保険の被保険者

であつた期間は、厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなす。但し、左の各号に掲げる期間は、この限りでない。

一 船員保険法による船退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となる期間

二 三十三年公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による共済組合の組合員(以下単に「組合員」という。)たる船員保険の被保険者であつた期間

三 組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

2 前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者期間と、同項の規定によつて厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなされる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間とを合算するものとする。

3 船員保険法第二十条の規定による被保険者(以下「船員保険の任意被保険者」という)であつたことがある者については、前二項の規定は、適用しない。但し、船員保険の任意被保険者であつた期間を基礎として計算された船退手当金の支給を受けた者については、この限りでない。

第三条 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者である者が、船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く。)となつたときは、船員保険法による老齢年金又は司法省五十令による老齢年金又は司法省五十令

退手当金の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。  
前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合においては、その者の船員保険の被保険者であつた期間と、同項の規定によつて船員保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間に四分の三を乗じて得た期間とを合算するものとする。

第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の厚生年金保険の第四種被保險者以外の被保險者であつた期間(厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により第一種被保險者であつた期間、第二種被保險者であつた期間又は第三種被保險者であつた期間とみなされる期間を含む)は、漁船(船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する漁船を除く)以外の船舶に乘り組んだ船員保険の被保險者であつた期間とみなし、厚生年金保険の第四種被保險者であつた期間とみなす。但し、厚生年金保険法による脱退手当金の規定により第四種被保險者であつた期間とみなされる期間を含む)は、船員保険の任意継続被保險者であつた期間とみなす。但し、厚生年金保険法による脱退手当金の規定により第四種被保險者であつた期間とみなされる期間を含む)

取得及び喪失を船舶保險の被保險者  
の資格の取得及び喪失とみなす  
ほか、前条第一項の規定を準用す  
る。

につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

す。但し、男子であつて、船員保険の被保険者の資格を喪失した際は、該保険の被保険者の被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものについては、その年の厚生年金保険料第一種被保険者又は第三種被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第四条第二項又は第三項の規定によりこれらの期間とみなされる期間を含む。）は、この限りでない。

第四種被保険者又は任意選定被保険者の資格に関する特例)  
第七条 厚生年金保険の被保険者の

資格を喪失した者が、厚生年金保険法第十五条第二項の期間内に船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く。）となつたときは、その者は、司法省第三課

一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の第四種被保険者となることができない。

は、船員保険の被保険者（組合員）たる船員保険の被保険者を除く。となつたときは、その日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

3 船員保険の被保険者の資格を喪失した者が、船員保険法第二十一条の第一項の期間内に厚生年金保険の被保険者となつたときは、その者が同法同条同項の規定にかかるらず、船員保険の任意選擇被保険者となることができない。

(被保険者期間の計算の特例)

の資格を喪失すべき事実があつて、さらに厚生年金保険の被  
害者としての資格を取得したときは、  
二条第一項（第五条第二項において  
は第二項の規定による場合を除く）は第

余第二項において適用する第三  
第二項の規定の適用については  
船員保険法第十九条の規定にか  
わらず、その者は、その日に船

保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。」  
2 厚生年金保険の被保険者が、  
の被保険者の資格を喪失すべき

第一款がもつた日に、そこには被保険者の被保険者の資格を取得したときは、第三条第二項（第六条第二項において準用する場合を含む。）規定の適用については、厚生年

保険法第十四条の規定にかかわらず、その者は、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

**第六条** 健康保険の被保険者の資格  
を取得した月にその資格を喪失し、  
その月にさらに厚生年金保険の被保  
険者の資格を取得したときは、第二  
条第二項（第五条第二項）

において適用する場合を除くことは第四条第二項において單用す第三条第二項の規定の適用については、船員保険法第二十二条第一項の規定をもつて、

2 厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに船員保険の給員保険の被保険者であった期間に算入しない。

保険者の資格を取得したときは、

いて準用する場合を含む。)の規定による適用については、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定にかかるわらず、その月は、厚生年金保険の被保険者賃貸業者等へしない。

(標準報酬月額)  
第十条 第二条第一項の規定により  
船舶保険の被保険者であつた期間  
を厚生年金保険の被保険者であつた

その期間とみなす場合においては、  
その船員保険の被保険者であつたが  
期間の各月の船員保険法による賃  
津報酬月額を、それぞれその期間  
の各月の賃金を保険法による

2 準報月額とみなす。

保険者であつた期間とみなす場合においては、その厚生年金保険の被保険者であつた期間の各月の貢生年金保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の貢

員保険法による標準報酬月額となる。  
（船員保険法による老齢年金の受給資格の特例）

**第十一条 第三条第一項又は第四条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされたる者につき、**

第三十四条中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。但し、左の各号に掲げる者は、については、この限りでない。









を計算する場合の、三つの場合にこれを行ふことにいたしております。

第二に、両保険の被保險者期間を通じた場合における保険給付は、原則として最後に被保險者であつて保険にござつてこれを行ふことにいたしております。

第三に、老齢年金の受給資格を得るために必要な被保險者期間は、厚生年金保険法においては原則として二十一年、船員保険法においては原則として十五年ということになつておりますので、両保険の被保險者期間を合算する場合には必要な調整を行うことにしております。

第四に、一の保険における老齢年金の受給権を有する者が他の保険に保険者となつた場合、または一の保険における障害年金の受給権を有する者が同時に他の保険における老齢年金の受給権を有する場合、あるいは同時に両保険における選族年金の受給権を有するに至つた場合等につき、それによつて必要な調整を行うことにいたしております。

第五に、両保険の被保險者期間を清算して行う保険給付に要する費用については、政令の定めるところにより、厚生保険会計と船員保険特別会計とににおいて按分して負担することにいたしましたことであります。

本法案は、四月八日本委員会に付託し、同日厚生大臣より提案理由の説明を聽取した後、数回にわたる審査が行われたのであります、その詳細については会議録により御承知願います。

かくて二十三日質疑を終了した後、各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の青柳より趣旨の説明を聴

取ったのであります。本修正案の要旨は、基本年金額中、定期部分一万八千円を三万四千円に引上げたことであります。

次いで、修正案と修正部分を除く他の原案を一括して、討論を省略しまず修正案について採決いたしましたところ、全会一致可決すべきものと決しました。よつて本法案は修正可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原赳君) 同案を一括して採決いたしましたところ、これまで全会一致可決すべきものと議決いたしました。よつて本法案は修正可決すべきものと議決した次第であります。

(水防法の一部改正)  
第二条 水防法(昭和二十四年法律第一百九十三号)の一部を次のよう改訂する。

第七条第一項を次のよう改め。

〔久野忠治君登壇〕  
「異議なし」と呼ぶ者あり

○久野忠治君(久野忠治君) ただいま議題となりました建設省関係法令の整理に関する法律案内閣提出に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

二 道路法中特例に関する法律  
(昭和二十九年政令第三百二号)  
〔久野忠治君登壇〕  
「久野忠治君登壇」

一 水利土工及学事に関する会議  
存続の件(明治二十二年法律第十一号)  
〔久野忠治君登壇〕  
「久野忠治君登壇」

案内閣提出に関する報告書

〔附則〕

この法律は、公布の日から施行す

る。

建設省関係法令の整理に関する法律案内閣提出に関する報告書

〔附則〕

この法律は、公布の日から施行す

る。

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の二号を加える。

五、二、災害による被害者その他の方で応急救助をするもの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行なう者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

第三条第五号「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて応急救助を要する者」を「災害による被害者その他の方で応急救助を要するもの」に改める。

第四条第二号の次に次の二号を加える。

三、国有林野法第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が饑災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公用施設の応急復旧の用に供するため融資するとき。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

大蔵省関係法令の整理に関する法律案  
大蔵省関係法令の整理に関する法律〔法令の廃止〕

第一条 左に掲げる法令は、廢止する。

一、新紙幣を発行する件（明治四年太政官布告第六百七十八号）

二、東京第一國立銀行に於て二十円以下五種の紙幣発行の件（明治六年太政官布告第三百四号）

三、大阪第五國立銀行に於て二十円以下五種の紙幣発行の件（明治六年太政官布告第三百七十八号）

四、米麥粉海關無税海外輸出を許すの件（明治六年太政官布告第三百八十五号）

五、銅貨幣発行の件（明治七年太政官布告第十八号）

六、新潟第四國立銀行に於て五種の紙幣発行の件（明治七年太政官布告第八十号）

七、横浜第二國立銀行に於て五種の紙幣発行の件（明治七年太政官布告第九十五号）

八、新田公債發行条例（明治八年太政官布告第一百三十号）

九、家織引換公債証書の元金及利息の私渡に関する件（明治八年太政官布告第一百六十号）

十、國立銀行条例及國立銀行成規（明治九年太政官布告第一百六号）

十一、金禄公債証書発行条例（明治九年太政官布告第百八号）

十二、内閣製造の西洋紙及土乾無税輸出を差許す件（明治九年太政官布告第一百三十九号）

十三、内國製の水陸無税輸出を差許す件（明治九年太政官布告第一百三十九号）

十四、内國製の摺附木当分無税輸出を許す件（明治十年太政官布告第二十六号）

十五、各社領失照印地の旧神宮に配当保公債証書下賜の件（明治十年太政官布告第三十二号）

十六、銀行紙幣毛札新に発行の件（明治十年太政官布告第七号）

十七、起業公債一千式百五十万円募債方大藏卿へ委任の件（明治九年一月より漸次銀貨に交換消却する件）（明治十八年太政官布告第十四号）

二十九、北海道開拓地地租地方税免除の件（明治二十二年法律第十八号）

三十、明治二十二年度会計特別整理事の件（明治二十三年法律第十一号）

三十一、紙幣交換基金特別会計法（明治二十三年法律第二十四号）

三十二、鎮店銀行紙幣交換基金特別会計法（明治二十三年法律第二十五号）

三十三、会計法補則（明治二十三年法律第五十七号）

三十四、小包郵便にて外国へ輸出する物品開港免除の件（明治二十三年法律第八十二号）

四十六、内務省所管諸官衙及び鐵院建築費並築後川修築費課に関する法律（明治二十八年法律第二十九号）

四十七、震災地方租税特別処分法（明治二十八年法律第二十九号）

四十八、官設鐵道用資金會計法（明治二十九年法律第二号）

四十九、官設鐵道用品會計法（明治二十九年法律第一号）

五十、營業滿期國立銀行処分法（明治二十九年法律第七号）

五十一、國立銀行紙幣の通用引換期限に関する法律（明治二十九年法律第九号）

十一、金禄公債証書発行条例（明治十四年太政官布告第二十七号）

十二、半円二十錢紙幣改造漸次交換の件（明治十五年太政官布告第四十五号）

十三、中山道鐵公債証書条例（明治十六年太政官布告第十四号）

十四、東京砲兵工廠擴闊運轉資本増加に関する法律（明治二十七年法律第十号）

十五、臨時軍事費特別会計法（明治二十七年法律第二十四号）

十六、軍費支弁のため公債募集中に開くる法律（明治二十七年法律第二十二号）

十七、金札引換無名公債証書条例（明治十六年太政官布告第十八号）

十八、金札引換無名公債証書（明治二十七年法律第七号）

十九、軍事公債条例（明治二十七年法律第二十五号）

二十、軍費支弁の為公債募集中に開くる法律（明治二十七年法律第八号）

二十一、木綿織物外十四品無税輸出差許す件（明治十二年太政官布告第二十二号）

二十二、木綿織物外十四品無税輸出差許す件（明治十三年太政官布告第五号）

二十三、金札引換公債条例（明治十三年太政官布告第二十九号）

二十四、硫黃無税輸出差許す件（明治十三年太政官布告第四十七号）

二十五、硫黃無税輸出差許す件（明治十四年太政官布告第五号）

二十六、震災地方租税特別処分法（明治二十九年法律第一号）

二十七、海關省所管軍艦及水雷艇並兵器製造販賣に関する法律（明治二十九年法律第一号）

二十八、銀行条例及銀行条例施行延期法律（明治二十五年法律第九号）

二十九、官設鐵道用品會計法（明治二十九年法律第二号）

三十、營業滿期國立銀行処分法（明治二十九年法律第七号）

三十一、國立銀行紙幣の通用引換期限に関する法律（明治二十九年法律第九号）

- 年法律第八号) 五十二 鉄道府造船材料資金増加にに関する法律(明治二十九年法律第九号)
- 五十三 臨時軍事費特別会計に関する法律(明治二十九年法律第十号)
- 五十四 国立銀行營業満期前特別処分法(明治二十九年法律第十一号)
- 五十五 鉄道公債及事業公債利子支払期改正法律(明治三十年法律第一号)
- 五十六 東京大阪兵工廠賃貸運輸資本増加に関する法律(明治三十年法律第四号)
- 五十八 災災地方租稅特別処分法(明治三十年法律第二十一号)
- 五十九 千住製鐵所据置運轉資本增加に関する法律(明治三十年法律第十二号)
- 六十 水害地方地租特別処分法(明治三十年法律第四十号)
- 六十二 家稼賞典権処分法(明治三十年法律第五十号)
- 六十三 一円銀貨幣引換に関する法律(明治三十年法律第六号)
- 六十四 政府発行紙幣通用禁止に関する法律(明治三十一年法律第六号)
- 七十八 内務省所管歳出臨時部土木事業費中信濃川河口修築費撥越に関する法律(明治三十四年法律第十四号)
- 八十九 古社寺保存法第十六条に依り国庫より支出すべき金額に関する法律(明治三十九年法律第百七十七号)
- 九十一 公債票集に関する件(明治三十九年勅令第百九十四号)
- 九十二 臨時事件費支弁に関する法律(明治三十九年法律第二十号)
- 九十三 軍艦水雷敷設補助基金の組入に関する法律(明治三十九年法律第一号)
- 九十四 災害地方田畠地租免除に関する法律(明治三十九年法律第十号)
- 九十五 公債票集に関する件(明治四十一年法律第五号)
- 九十六 日本大博覽會出品外國貨物免稅に関する法律(明治四十一年法律第五号)
- 九十七 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治三十一年法律第百二十八号)
- 九十八 公債券集に関する件(明治三十七年勅令第二百二十八号)
- 九十九 韓國鉄道の収益勘定欠損補充に関する法律(明治三十九年法律第百五十九号)
- 百一 横太に於ける租稅に関する法律(明治四十年法律第二十二号)
- 百二 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十六号)
- 百三 租稅其の他の収入懸收処分に関する法律(明治四十年法律第二十二号)
- 百四 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十六号)
- 百五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第三百二十七号)
- 百六 造幣局据置運轉資本増加及設備払張費に関する法律(明治四十一年法律第十一号)
- 百七 台湾銀行に於て発行したる一円銀貨を以て引換すべき銀行券の引換期限に関する法律(明治四十二年法律第一号)
- 百八 家稼賞典権処分に関する法律(明治四十二年法律第三十号)
- 百九 明治三十七八年戦役の負担納官吏に関する法律(明治四十三年法律第四十八号)
- 百十 沖繩県に於ける旧租免稅に関する法律(明治四十三年法律第四十八号)
- 百十一 製塗地整理に関する法律(明治四十三年法律第百二十二号)
- 百十二 沖繩縣跡様処分法(明治四十三年法律第五十九号)
- 百十三 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第四十八号)
- 百十四 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十六号)
- 百十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第三百二十八号)
- 百十六 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第三百二十九号)
- 百十七 虫害地地租特別処分法(明治三十三年法律第十六号)
- 七十九 潘園事件費にに関する財政上必要処分の件(明治三十三年法律第十八号)
- 八十 外國より輸入する鱈魚鱈製魚及魚粕に関する法律(明治三十七年勅令第二百二十八号)
- 八十一 千住製鐵所据置運轉資本増加に関する法律(明治四十年法律第百五十九号)
- 八十二 陸海軍に属する臨時事件特別会計法(明治三十七年法律第二号)
- 八十三 陸海軍に属する臨時事件特別会計終結に於ける法律(明治三十九年法律第百二号)
- 八十四 製鐵所据置運轉資本に不足を生ずる場合に一時借入を為すを得る法律(明治三十五年法律第三十号)
- 八十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治三十一年法律第一号)
- 八十六 陸海軍に属する臨時事件特別会計法(明治三十三年法律第十七号)
- 八十七 潘園事件費に於ける財政上必要処分の件(明治三十三年法律第十八号)
- 八十八 公債券集に関する件(明治三十七年勅令第二百二十八号)
- 八十九 古社寺保存法第十六条に依り国庫より支出すべき金額に関する法律(明治三十九年法律第百七十七号)
- 九十分 外國に於ける銀行事務にに関する法律(明治三十八年法律第十四号)
- 九十一 北海道鐵道支那支局及派出工場現金前渡官吏設置に関する法律(明治三十四年法律第十一号)
- 九十二 臨時事件費支弁に関する法律(明治三十九年法律第二十号)
- 九十三 軍艦水雷敷設補助基金の組入に関する法律(明治三十九年法律第一号)
- 九十四 災害地方田畠地租免除に関する法律(明治三十九年法律第八号)
- 九十五 特別輸出港輸出物品指定に関する法律(明治三十一年法律第七号)
- 九十六 水害地方地租特別処分法(明治三十一年法律第二十二号)
- 九十七 債金と公債投途へ操替運用に関する法律(明治三十二年法律第八号)
- 九十八 屯田兵及屯田兵村に給付したる土地の登録税免除に関する法律(明治三十四年法律第二十号)
- 九十九 屯田兵地租免除に関する法律(明治三十二年法律第十一号)
- 一百一 兵庫地租特別処分法(明治三十二年法律第十四号)
- 一百二 台湾總督府鐵道部現金前渡官吏設置に関する法律(明治三十九年法律第二十五号)
- 一百三 蒜苗地地租特別処分法(明治三十五年法律第二十六号)
- 一百四 製鐵所据置運轉資本に不足を生ずる場合に一時借入を為すを得る法律(明治三十五年法律第二十号)
- 一百五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治三十一年法律第一号)
- 一百六 陸海軍に属する臨時事件特別会計終結に於ける法律(明治三十九年法律第百二号)
- 一百七 陸海軍に属する臨時事件特別会計法(明治三十三年法律第十七号)
- 一百八 陸海軍に属する臨時事件特別会計終結に於ける法律(明治三十九年法律第百二号)
- 一百九 陸海軍に属する臨時事件特別会計法(明治三十三年法律第十八号)
- 一百十 陸海軍に属する臨時事件特別会計終結に於ける法律(明治三十九年法律第百二号)
- 一百一十一 沖繩縣に於ける旧租免稅に関する法律(明治四十三年法律第四十八号)
- 一百一十二 沖繩縣跡様処分法(明治四十三年法律第五十九号)
- 一百一十三 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第四十八号)
- 一百一十四 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十六号)
- 一百一十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十八号)
- 一百一十六 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百二十九号)
- 一百一十七 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百三十号)
- 一百一十八 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百三十一号)
- 一百一十九 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百三十二号)
- 一百二十 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百三十三号)
- 一百二十一 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分の件(明治四十一年法律第五百三十四号)

- 百十六 胡鮮に於ける臨時恩賜に関する件(明治四十三年勅令第三百二十九号)
- 百十七 旧韓國政府に属したる廳入歳出の予算に關する会計の經理及旧韓國政府に屬したる財産の管理(大正三年臨時事件に関する特例に關する作)(明治四十三年勅令第三百三十号)
- 百十八 東京府管内八丈島の地租に關する法律(明治四十四年法律第十一号)
- 百十九 胡鮮に於ける貨幣整理の為生じたる債務を貨幣整理資金特別会計に移転せしむる件に関する法律(明治四十四年法律第十一号)
- 百二十 脱國鉄道会計所屬資金の繰入に關する法律(明治四十五年法律第五十六号)
- 百二十一 清国事件賛支弁に關する法律(明治四十五年法律第一号)
- 百二十二 学校及図書館資金の一  
部所屬換等に關する法律(明治四十五年法律第四号)
- 百二十三 横濱酒類出港税法(大正元年法律第一号)
- 百二十四 京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律(大正二年法律第三号)
- 百二十五 改組延納年賦金免除に關する法律(大正三年法律第十七号)
- 百二十六 大蔵省畜産の土地免租に關する法律(大正三年法律第十二号)
- 百二十七 大正三年臨時事件に関する臨時軍費特別会計法(大正三年法律第十四号)
- 百二十八 輸入税率等の特例に関する法律(大正七年法律第十三号)
- 百二十九 大谷祭田の土地免租に關する法律(大正三年法律第十六号)
- 百三十 大正三年臨時事件に因する一時賠金として交付する公債発行に關する法律(大正四年法律第十六号)
- 百三十一 大正四年田租第一期分延納に關する法律(大正四年法律第二十八号)
- 百三十二 大正三年臨時事件の経費支弁に關する法律(大正五年法律第四号)
- 百三十三 造幣局設備拡張費に關する法律(大正五年法律第二十二号)
- 百三十四 東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠の撥置運輸資本増加に關する法律(大正六年法律第二十号)
- 百三十五 京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律(大正六年法律第四号)
- 百三十六 学校及図書館特別会計資金の一部を一般会計に繰入する件に關する法律(大正六年法律第七号)
- 百三十七 臨時國庫征券法(大正六年法律第七号)
- 百三十八 小額紙幣發行に關する法律(大正六年勅令第二百二号)
- 百三十九 足尾鉄道及有馬鉄道の買取に關する法律(大正七年法律第十三号)
- 百四十 旧韓國貨幣の処分に關する法律(大正七年法律第二十三号)
- 百四十一 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支弁に因する法律(大正八年法律第五号)
- 百四十二 造幣局設置運輸資本増加及設備擴張費に關する法律(大正八年法律第九号)
- 百四十三 高等諸学校創設及擴張費支弁に關する法律(大正八年法律第三十一号)
- 百四十四 仙北鐵道鐵道買賣費支弁のため公債発行に關する法律(大正八年法律第三十五号)
- 百四十五 家業實典賸分に關する法律(大正八年法律第三十四号)
- 百四十六 没収處分を受けたる者に対する給与处分に關する法律(大正八年法律第三十五号)
- 百四十七 小額紙幣發行に關する法律(大正九年法律第四十号)
- 百四十八 国債償還資金の繰入をめざすことに關する法律(大正九年法律第四十九号)
- 百四十九 胡鮮又は台灣より移出したる物品の内地又は横濱に於ける取扱に關する法律(大正九年法律第五十二号)
- 百五十 關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法及び置場法等の胡鮮に於ける特例に關する法律(大正九年法律第五十三号)
- 百五十一 大豆、牛、生肉、鳥卵、飼料糞及雜穀物の輸入税の低減又は免除に關する作(大正九年勅令第五十二号)
- 百五十二 岩北鐵道株式會社設立製造經營権止に對する補償の為公債發行に關する法律(大正十年法律第二十四号)
- 百五十三 海軍燃料廠の石炭、煤炭又は燃料油の買入に關する法律(大正十年法律第九号)
- 百五十四 小田原電氣鐵道株式会社所屬鐵道經營権止に對する補償の為公債発行に關する法律(大正十年法律第三十九号)
- 百五十五 和資格便鐵道株式会社所屬鐵道經營権止に對する補償の為公債発行に關する法律(大正十年法律第三十九号)
- 百五十六 岡東州事業公債法(大正十一年法律第五十五号)
- 百五十七 東京帝國大學臨時政府支出金繕入に關する法律(大正十一年法律第二十六号)
- 百五十八 大湯鐵道魚沼鐵道貿易の為公債発行に關する法律(大正十一年法律第三十号)
- 百五十九 韓國政變及西比利亞戰事の為損害被蒙る者の救恤の為公債発行に關する法律(大正十一年法律第二十六号)
- 百六十 大地、胡鮮、台灣又は神太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に關する法律(大正十二年法律第五十号)
- 百六十一 內地、胡鮮、台灣又は神太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に關する法律(大正十二年法律第五十号)
- 百六十二 岩北鐵道株式會社設立
- 百六十三 東京帝國大學臨時政府支出金繕入に關する法律(大正十二年法律第二十六号)
- 百六十四 西比利亞引揚の為損害を被りたる者等の救恤に關する法律(大正十二年法律第三十九号)
- 百六十五 復興事業の施行に伴ひ支払べき金額を國債証券を以て交付する等に關する法律(大正十二年法律第五十五号)
- 百六十六 東京帝國大學臨時政府支出金繕入に關する法律(大正十二年法律第五十七号)
- 百六十七 災災被蒙る者に対する租稅の減輕等に關する件(大正十二年勅令第四百十号)
- 百六十八 生活必需品豆蔻土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に關する件(大正十二年勅令第四百二十四号)
- 百六十九 日本銀行の手形の割引に因る損失の補償に關する財政上必要処分の件(大正十二年勅令第四百二十四号)
- 百七十 大正十年度乃至大正十二年度の輸入歳出の決算の特例に關する法律(大正十三年法律第一号)
- 百七十一 賃貸被借地の地租免除等に關する法律(大正十三年法律第十二号)
- 百七十二 古董等保存金の臨時支出しに關する法律(大正十三年法律第十四号)
- 百七十三 賃貸に因る喪失無記名國債証券に關する法律(大正十三年法律第十四号)

昭和二十年四月二十七日  
農業試驗場總務課

128

及学校及図書館特別会計の関連  
に関する法律(昭和十二年法律  
第十三号)  
二百二十八 神戸商業大学移転改  
築費に充用したる金額の補填に  
關する法律(昭和十二年法律第  
三十号)  
二百二十九 臨時軍事費特別会計  
法(昭和十二年法律第八十五号)  
二百三十 造船局東京出張所会計  
其他の新營費に關する法律(昭  
和十三年法律第八号)  
二百三十一 名古屋帝國大学創設  
に伴う帝国大学特別会計及官立  
太学特別会計の廻渉に關する法  
律(昭和十四年法律第五号)  
二百三十二 臨時陸軍材料資金特  
別会計法(昭和十四年法律第五  
号)  
二百三十三 造船局の東京出張所  
の店舗、工場其他の建物及其の  
附屬設備の新營振張に要する經  
費に關する法律(昭和十五年法  
律第七号)  
二百三十四 造船局の資金に關す  
る法律(昭和十八年法律第十三  
号)  
二百三十五 横太内地行政一元化  
に伴ふ横太府特別会計と他の会  
計との廻渉に關する法律(昭和  
十六年法律第二十三号)  
二百三十六 國債關係事務簡捷化  
に關する法律(昭和十八年法律  
第六十号)  
二百三十七 改定予算に關する法  
律(昭和二十一年法律第十八号)  
二百三十八 政府の契約の特例に  
關する法律(昭和二十一年法律  
第六十号)  
二百四十九 非戰災者特別税法  
(昭和二十一年法律第百四十三  
号)  
二百五十一 政府が発行する福引券  
の当せん金に対する所得税の課  
税の特別に關する法律(昭和二  
十三年法律第二十二号)  
二百四十二 政府が発行する福引  
券の当せん金の支払等に關する  
法律(昭和二十二年法律第三十  
七号)  
二百四十一 生鮮食料品、石炭、  
鉄及電気銅に關する価格調整補  
給金等支由の件(昭和二十一年  
勅令第百五十九号)  
二百四十二 政府職員の給与改善  
に伴ひ要する経費等支出の件  
(昭和二十一年勅令第百七十九  
号)  
二百四十三 昭和二十一年度に於  
ける大蔵省貯券及借入金の最高  
額に關する件(昭和二十一年勅  
令第百四十一号)  
二百四十四 外地等職員の研選に  
伴ひ要する経費等支出の件(昭  
和二十一年勅令第二百四十二  
号)  
二百四十五 会計法第七条第一項  
の規定の特例に關する法律(昭  
和二十一年法律第九号)  
二百四十六 会計法等の特例に關  
する法律(昭和二十二年法律第  
十九号)  
二百四十七 日本証券取引所の解  
散等に關する法律(昭和二十二  
年法律第二十一号)  
二百四十八 金融機関債券発行特  
例法(昭和二十一年法律第四十  
七号)  
二百四十九 非戰災者特別税法  
(昭和二十一年法律第百四十三  
号)  
二百五十 政府が発行する福引券  
の当せん金に対する所得税の課  
税の特別に關する法律(昭和二  
十三年法律第二十二号)  
二百五十一 主要食糧供出報奨物  
資の配給に伴う損失補てんに關  
する法律(昭和二十五年法律第  
一百四十三条)

二百三十九 増加所得税法(昭和  
二十一年法律第六十三号)  
二百四十 復員に關する經費等支  
出の件(昭和二十一年勅令第百  
二十七号)  
二百四十一 生鮮食料品、石炭、  
鉄及電気銅に關する価格調整補  
給金等支由の件(昭和二十一年  
勅令第百五十九号)  
二百四十二 政府職員の給与改善  
に伴ひ要する経費等支出の件  
(昭和二十一年勅令第百七十九  
号)  
二百四十三 昭和二十一年度に於  
ける大蔵省貯券及借入金の最高  
額に關する件(昭和二十一年勅  
令第百四十一号)  
二百四十四 外地等職員の研選に  
伴ひ要する経費等支出の件(昭  
和二十一年勅令第二百四十二  
号)  
二百四十五 会計法第七条第一項  
の規定の特例に關する法律(昭  
和二十一年法律第九号)  
二百四十六 会計法等の特例に關  
する法律(昭和二十二年法律第  
十九号)  
二百四十七 日本証券取引所の解  
散等に關する法律(昭和二十二  
年法律第二十一号)  
二百四十八 金融機関債券発行特  
例法(昭和二十一年法律第四十  
七号)  
二百四十九 非戰災者特別税法  
(昭和二十一年法律第百四十三  
号)  
二百五十 政府が発行する福引券  
の当せん金に対する所得税の課  
税の特別に關する法律(昭和二  
十三年法律第二十二号)  
二百五十一 主要食糧供出報奨物  
資の配給に伴う損失補てんに關  
する法律(昭和二十五年法律第  
一百四十三条)

三百五十九 鉄工品貿易公團の損  
失金補てんのための交付金に關  
する法律(昭和二十六年法律第  
七十五号)  
三百六十 学校及び保育所の給食  
の用に供するミルク等の譲与並  
びにこれに伴う財政指置に關す  
る法律(昭和二十六年法律第三  
七号)  
三百五十二 國有鐵道事業特別会  
計及び通信事業特別会計におけ  
る事業運営以外の行政に要する  
経費の財源に充てるための一般  
会計からなる繰入金に關する法  
律(昭和二十三年法律第九十九  
号)  
三百五十三 公團等の予算及び決  
算の暫定措置に關する法律(昭  
和二十四年法律第十七号)  
三百五十四 専賣局特別会計等の  
昭和二十四年度の予算の特例に  
關する法律(昭和二十四年法律  
第二十八号)  
三百五十五 新炭電給調節特別会  
計における債務の支払財源に充  
てるための一般会計からなる織  
入金に關する法律(昭和二十四  
年法律第二百七十七号)  
三百五十六 一般会計と國立病院  
特別会計との間における国有財  
産の所屬又は所管権の無償整  
理に關する法律(昭和二十五年  
法律第八号)  
第三条 日本專売公社法(昭和二十  
三年法律第二百五十五号)の一部  
を次のように改正する。  
第十七条の二及び第二十七条中  
「に拂ひ」を削る。  
(たゞこの専賣法の一部改正)

第十二条 第八条中第十一号を次のように  
改める。  
十一 削除  
第十二条を次のように改める。  
(日本專賣公社法の一部改正)  
第十二条 削除  
第十二条の二 第八条中第十一号  
を次のように改める。  
第十二条の二 第八条中第十一号  
を次のように改めて正す。  
第十七条の二及び第二十七条中  
「に拂ひ」を削る。  
(たゞこの専賣法の一部改正)

第六十条 第二項の規定によ  
り公社から輸出のため該卷紙  
を買い受けた者を除く。又は公  
社以外の者から卷紙を買ひ受け  
て輸出しようとする者は、公社  
に申請してその許可を受けな  
ればならない。  
2 公社以外の者から卷紙を買  
受けで輸出しようとする者は、  
前項の申請をする際に、當該卷  
紙の買受についての宛渡人の同  
意書を提出しなければならない。  
3 第一項の規定にち許可を受け  
た者は、その輸出しようとする

昭和二十九年四月二十七日 宗議院会議録第四十二回

**物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一  
部を改正する法律案外三件**

六四

紙を販賣する場所を公社に届け出なければならない。これを変更しようとすると場合も、同様とする。

第一回の申請があつたとき

は、公社は、その巻紙の供給確保又は取締上著しい支障がない限

り、その許可を拒むことができない。

第四十七条第一項及び第二項並びに第四十八条(第一項但書

の規定による輸出に準用する。

輸出のため公社以外の者から  
巻紙を買い受けた者は、その輸

出を取りやめたときは、公社の  
指示する三つこない、一つき

指示するところにより、その卷

第六十八条中「又は製造たばこ  
製造用器具機械の製作者」を

公社の許可を受けて巻紙を輸出

「機械の製作者」に改める。

第七十一条第一号中「第四十八  
第一項（第六十一條第二項にお

て適用する場合を含む。」を「第

及び第六十一条の二第五項にお

て増用する場合を除く。第六  
一条の二第一項」に改める。

第七十三条第一号中「第四十八  
第二項（第六十一條第二項）。

て常用する場合を含む。)』を『第一

十八条第二項（第六十一条第二及び第六十二条の二第五項にお

て運用する場合を含む。」に、

八条第三項又は第六十一条の二  
六項」に改める。

卷之三

(塩專充法の一一部改正)  
第五条 塩專充法(昭和二  
律第百十二号)の一部を  
に改正する。  
本則中「及びにがり」及び  
「にがり」を削る。  
第一項中第二項を削り  
を第二項とし、以下一項  
を上げる。  
第二十三条第五項を削  
第四十四条を次のよう  
る。  
第四十四条 削除  
第四十五条第一項第三回  
出のため公社から塩を買  
者又は公社からにがりを賣  
た者」を「又は輸出のため公  
塩を買ひ受けた者」を削る。  
第四十七条第二号中「第  
五項」と「第二項」に改  
れらる」を削る。  
(塩業組合法の一部改正)  
第六条 塩業組合法(昭和二  
十九年法律第三十四号)  
法第百七号)の一部を  
に改正する。  
第六条及び第八条中「に  
を削る。  
(政府契約の支払遅延防止  
する法律の一部改正)  
第七条 政府契約の支払遅延  
に関する法律(昭和二十四  
年法律第三百五十六号)の  
一部を  
に改正する。  
第六条第三項を削る。  
(国債に関する法律の一部  
第八条 国債に関する法律(律  
十九年法律第三十四号)の  
次のように改正する。

但書を加える。 が子起債シタル國 ア起債シタル地方 シテ國ガ元利仕払 タルモノヲ含ム)	4
少候地ノ法令又ハ トラ得 一項を加える。 法ニ依リ償還すべ （元金ト同時ニ仕 ラフ含ム）ノ消滅 以テ完成ス （一部改正）	5
税例法（昭和二十 九）の一部を次の 条まで削る。	6
布の日から施行 条第二百三十 第六条まで及び は、昭和二十九 年六月以降に付 する。適用する。 簡捷化に関する は、左に掲げる いては、なおそ の法律の施行 （政令で定める 到着した者が引 國債で、その者 効の完成の日ま をしたもの。	7
大蔵省關 案内閣 關する 國の所 に開 各省 二年法 二項に う）は 認める るによ 車を 車と交 におい	8

の法律の施行前に締結した旧  
米約の特例に関する法律第一  
規定する特定契約について  
各府省及びこの法律による改正  
行行為に対する罰則の適用に  
は、なお從前の例による。  
法律の施行前に課した増加  
税並びにこの法律の施行前に  
又は課すべきであつた非  
特別税及び非戦災家屋税  
ては、なお從前の例によ  
り、國の所有に属する自動  
車以外の者が所有する自動  
車の規定により交換する場合  
の規定により交換する場合

ときは、その差額を金銭として、又は補足せなけれ  
ば、日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「二重課税の回避及び税  
率条約」という。)を実現するための日本法(第二十  
五  
五  
年  
法  
律  
第  
七  
十  
三  
号  
)の他必要な事項を定める。  
この法律は、公布の日から  
附 則  
書  
〔最終号の附録に掲載〕  
日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「二重課税の回避及び税  
率条約」という。)を実現するための日本法(第二十  
五  
五  
年  
法  
律  
第  
七  
十  
三  
号  
)の他必要な事項を定める。  
第一条 この法律は、所得  
租税に関する二重課税の回避及び税  
率条約(以下「二重課税の回避及び税  
率条約」という。)を実現するための日本法(第二十  
五  
五  
年  
法  
律  
第  
七  
十  
三  
号  
)の他必要な事項を定める。  
〔課目〕

交換に関する報告  
の間の防止の  
所得税法  
国との間  
脱税の防  
に伴う所  
る法律  
に対する  
回避及び  
国とアメ  
リカ合  
以降「日  
及び遺  
る租税に  
ひ脱税の  
メリカ合  
米相競  
するた  
年法律  
の特例を  
のとす  
(昭和二  
のとす  
一項又は  
個人又は  
得税率の



## 第六 輸出水産業の振興に関する法律案

## (製造施設の登録)

## 四

当該製造施設が前条第二項の

○副議長(原義忠) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議有ませんか。

〔異議なし」と呼べ者あり〕

○副議長(原義忠) 御異議なしと認めます。

口日程第六、輸出水産業の振興に関する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長田口長治郎君。

法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長田口長治郎君。

法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長田口長治郎君。

法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。水産委員長田口長治郎君。

(登録手数料)

第五条 登録申請者及び省令で定め登録換の申請をする者は、政令で定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(施設の改善)

第六条 農林大臣は、輸出水産物の加工度の向上又は品質の改善のため必要な措置を講ずることとする。

(免税)

第七条 輸出水産業者は、輸出水産物の輸出の振興に資するため、左の各号に掲げる要件を備えた全国

(出資)

第十二条 組合員は、組合員は、各々一個の譲

第十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上

(設立)

第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅

第十五条 記載した書類を農林大臣に提出し

第十六条 設立の認可を受けなければなら

第十七条 農林大臣は、前項の認可の申請

第十八条 があつた場合において、設立によ

第十九条 うとする組合が左の各号に適合してい

第二十条 いると認めるときは、認可をしなければならない。

第二十一条 第七条各号の要件を備えてい

てするものとし、出資額に応じて配当するときは、その限度が定められていること。

第三条 基準に適合しなくなつたとき。

第四条 基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、期間を定めて、当該基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第六条 組合は、法人とする。

第七条 組合の名称中には、「輸出水産業組合」という文字を用いないければならない。

第八条 組合でない者は、その名称中に、「輸出水産業組合」という文字を用いてはならない。

第九条 組合の名称については、商法

第十条 組合の所得のうち、組合事業の利用分額に応じて組合が配当した剩余金の額に相当する金額に

第十二条 組合員は、組合員は、各々一個の譲

第十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上

(設立)

第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅

第十五条 記載した書類を農林大臣に提出し

第十六条 設立の認可を受けなければなら

第十七条 農林大臣は、前項の認可の申請

第十八条 があつた場合において、設立によ

第十九条 うとする組合が左の各号に適合してい

第二十条 いると認めるときは、認可をしなければならない。

第二十一条 第七条各号の要件を備えてい

第二十二条 組合員は、組合員は、各々一個の譲

第二十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上

(設立)

第二十四条 発起人は、創立総会の終了後遅

第二十五条 記載した書類を農林大臣に提出し

第二十六条 設立の認可を受けなければなら

第二十七条 農林大臣は、前項の認可の申請

第二十八条 があつた場合において、設立によ

第二十九条 うとする組合が左の各号に適合してい

第三十条 いると認めるときは、認可をしなければならない。

- 二 設立手続並びに定款及び事業**  
**計画の内容が法令に違反しないこと。**
- 三 その設立が当該輸出水産業の安定及び振興上必要であること。**
- 4 発起人は、第二項の認可の申請をするには、当該輸出水産業者の総数の三分の二以上を占め且つ過去一年間の製造販売において当該輸出水産物の総製造数量の二分の一以上を占める者の同意を得なければならない。(定款)**
- 5 組合の定款には、少くとも左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。**
- 一 事業**
- 二 名称**
- 三 事務所の所在地**
- 四 組合員たる資格に関する規定**
- 五 組合員の加入及び退会に関する規定**
- 六 出資一口の金額及びその払込の方法**
- 七 経費の分担に関する規定**
- 八 剰余金の処分及び損失の処理**
- 九 留保金の額及びその積立の方**
- 十 組合員の権利義務に関する規定**
- 十一 役員の定数及び選舉に関する規定**
- 十二 事業年度**
- 十三 公債の方法**
- 2 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又**

は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対し与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

**(定款の変更)**

**第十五条 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生しない。(解説)**

**第十六条 農林大臣は、組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その組合の解散を命ずることができ。第一第七条各号に適合するものでなくつたとき。**

**二 定款で定まる事業以外の事業を行つたとき。**

**3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における第二十五条において準用する中小企業等協同組合法第八十八条の規定による解散の登記は、農林大臣の嘱託によつてです。(事業)**

**第十七条 組合は、左の各号に掲げる事業の全部又は一部を行つてことができる。**

**一 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む)及び組合員のためにするその借入。**

**二 輸出水産物の保管、運送及び検査並びに調査の供給その他組合員の共通の利益を増進するための施設**

### 二 設立手続並びに定款及び事業

計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が当該輸出水産業の安定及び振興上必要であること。

4 発起人は、第二項の認可の申請をするには、当該輸出水産業者の総数の三分の二以上を占め且つ過去一年間の製造販売において当該輸出水産物の総製造数量の二分の一以上を占める者の同意を得なければならない。

5 組合の定款には、少くとも左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

6 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時期又

は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対し与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

### 三 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るためにの教育及び情報の提供に関する施設

前各号に掲げる事業を行つたために必要な調査研究その他前各号の事業に附帯する事業

2 組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者

にその事業を利用させることができ。二十をこえてはならない。

3 組合は、定款で定める金融機関、

4 第一項第四号の団体協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項同号の団体協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

5 第一項第四号の団体協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

6 組合員の締結する契約でその内容が第一項第四号の団体協約に定める規準に違反するものについて

7 組合員の事業に係る輸出水産物の製造数量が、当該輸出水産物に対する海外市場の需要に比し著しく多いため、当該輸出水産業者において製造若しくは販売における競争が過度に行われることにより、不当な価格による販売が行われ若しくは行わざる虞があり又は粗悪品が乱売され若しくは乱定价される虞があること。

8 組合員の事業に係る輸出水産物に係る仕向地の輸入取引が実

### (輸出水産物に関する開港)

第十八条 組合は、左の各号の一に掲げる事態が生じた場合であつて、がよくな事態を放置しては組合員の事業の経営が困難となり組合員の事業に係る輸出水産物の輸出が不振となる虞があるのみならず閑連産業の存立にも重大な影響を及ぼす虞がある場合において、

それぞれ各号に掲げる事態を克服し組合員の事業の経営の安定と組合員の事業に係る輸出水産物の輸出の振興を図るため必要があるときは、當該輸出水産物の輸出を規制する目的的範囲内において、組合員が製造する輸出水産物の製造数量、出荷数量(加工品の引渡数量を含む)、品質、販賣方法(加工品の引渡方法を含む)、販売時期(加工品の引渡時期を含む)、販売価格(加工品の引渡含む)、若しくは製造施設に關する制限(これらは制限を確保するための事業所若しくは事務所への立入調査及び製品の検査を含む)を行うことができる。

9 前各号に掲げる事態を克服するための必要且つ最小限度の範囲をこえること。

10 農林大臣は、第一項の認可をしよつとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

11 第二十一条 農林大臣は、調整規程の変更命令及び認可の取消

12 質的に制限され若しくは不當に制限され又は制限される虞があるため、当該輸出水産業者の間において製造若しくは販売における競争が過度に行われ又は行われる虞があること。

13 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

14 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、當該調整規程の内容が左の各号の一に該当する場合に、認可をしよつとしない。

15 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

16 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

17 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

18 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

19 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

20 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

21 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

22 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

23 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

24 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

25 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

26 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

27 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

28 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

29 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

30 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

31 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

32 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

33 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

34 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

35 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

36 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

37 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

38 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

39 第十九条 組合は、前項の規定による事業を行おうとするときは、省令で定めるところにより、調整規程(制限の内容及びその実施に関する定をい)以下同じ)を定めると認めるとときは、認可をして農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。



(輸出水産業振興審議会) 第三十二条 農林省に輸出水産業振興審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、第二条第三項、第三条第四項、第二十六条及び第二十九条に規定するもの、農林大臣の諮問に応じて輸出水産業の振興に関する重要な事項を審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を農林大臣に建議する。

第三十二条 審議会は、会員及び左の各号に掲げる者につき農林大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

一 輸出水産製品の製造業者を代表する者  
二 渔業者を代表する者  
三 貿易業者を代表する者  
四 学識経験がある者  
五 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。  
4 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を行ふ。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。(附則)

第三十三条 第二十六条の規定によること。

る命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第九条第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。同条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様である。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して前二条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第三十六条 第三条の規定に違反して登録を受けない製造施設により輸出水産物を製造した者は、五十万円以下の過料に處する。

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表に次の二項を加える。

輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第号)の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

第八条第二項中「真珠繁殖事業

法」を「真珠繁殖事業法、輸出水産業振興審議会についての法律」と改め

る。

田口長(郎君答辯) 上げます。

○田口長(郎君答辯)

ただいま議題となりました輸出水産業の振興に関する法律案について、提案の理由を御説明申

し、また農林大臣は公正取引委員会の

同意を得ることとしたしました。

最後に、第三点といたしまして、本

法の適正かつ民主的な運営を期するこ

とであります。しかしながら、輸出

水産物については、種々なる事情から、

時には輸入国において関税等の問題を

惹起し、また国内においても、変動す

る際際情勢に對応する観点その他の措

置が必要とされる次第であります。か

かる事情からいたしまして、輸出水産物の品質の向上をはかるとともに、輸出水産業者の組合による主たる調整の振興をはかるとするとともに、輸出水産業者代表を委員として招き意見

を聽取する等、慎重なる検討を重ねて

参つた結果、去る四月二十一日の小委

員会において、以上御説明申し上げま

す。まず第一点は、まぐろ類、めかじき

類等のカツ節及び冷凍品、その他輸出

水産物として政令で指定した水産製品

について、これが製造施設を農林大

臣または都道府県知事に登録せしめる

ことあります。

第二点は、輸出水産物を製造する

業の健全なる発達をはかるため、全國一円の輸出水産組合を組織すること

ができることといたしました次第であり

ます。特に、この組合は、輸出水産

業の自主的調整による經營の安定をは

かるため、輸出水産物の製造数量、販

売価格等を規制し、あるいは製造施設

の制限等を行えることとしたので

あります。なお、この調整規定につい

ては農林大臣の認可を要することと

し、また農林大臣は公正取引委員会の

割当について優先できるよう必要

な措置を講すべきである。

○田口長(郎君答辯)

輸出を振興することは、わが国の最

も重要な政策の一つであります。

まんべんずる遠洋漁業の開拓により水産

物の輸出を伸展することは、わが國の

地理的環境の上からいたしましても、

また国民性から申しましても適切なる

ことあります。しかしながら、輸出

水産物については、種々なる事情から、

時には輸入国において関税等の問題を

惹起し、また国内においても、変動す

る際際情勢に對応する観点その他の措

置が必要とされる次第であります。か

かる事情からいたしまして、輸出水産

物の品質の向上をはかるとともに、輸

出水産業者の組合による主たる調整の

振興をはかるための法律案を新たに起

草することに決定いたし、二月九日第

一回の小委員会を開いて以来、小委員

会を開催すること七回、この間多數の

関係業者代表を委員として招き意見

ります。

次に、法律案のおもなる内容につい

て御説明いたします。

まず第一点は、まぐろ類、めかじき

類等のカツ節及び冷凍品、その他輸出

水産物として政令で指定した水産製品

について、これが製造施設を農林大

臣または都道府県知事に登録せしめる

ことあります。

第二点は、輸出水産物を製造する

者、すなわち輸出水産業者は、その事

件の認成を得て決定した次第であります。

なお、本法の施行に関する件につき

ます。特に、この組合は、輸出水産

業の自主的調整による經營の安定をは

かるため、輸出水産組合を組織すること

ができることといたしました次第であります。

また、この組合は、輸出水産

業の健全なる発達をはかるため、全國

一円の輸出水産組合を組織すること

ができます。特に、この組合は、輸出水産

業の自主的調整による經營の安定をは

かるため、輸出水産組合を組織すること

ができることといたしました次第であります。

また、この組合は、輸出水産

業の健全なる発達をはかるため、全國

一円の輸出水産組合を組織すること

ができるといたしました次第であります。

以上御説明申し上げました。

○今村忠助(議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、參議院提出、町村合併促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を得て、その趣旨を認めます。よつて日程は追加せられました。

○副議長(原稿者) 御異議なしと認めます。よつて本件を可決いたしました。

○副議長(原稿者) 本件を可決いたしました。

町村合併促進法の一部を改正する  
法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤康次郎殿

衆議院議長 河井彌八

町村合併促進法の一部を改正する  
法律案

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

町村合併促進法の一部を改正する  
法律

第九条の三 町村合併の際合併関係  
町村の農業委員会の選舉による委  
員で当該合併町村の農業委員会の  
委員の被選舉権を有することとな  
るものとす。新たに設置された合併町村  
にあつては三十をこえず十五を下  
らない範囲で定めた数、他の町村  
の区域の全部又は一部を編入した  
合併町村にあつては十五をこえな  
い範囲で定めた数の者に限り、左  
の各号に掲げる期間、引き続き合  
併町村の農業委員会の選舉によ  
る期間

一 他の町村の区域の全部又は一  
部を編入した合併町村にあつて  
は、その編入をする合併関係町  
村の教育委員会の選舉による委  
員のうち残任期間の短いもの  
残任期間に相当する期間。

2 前項の規定により在任する委員  
がある場合において当該合併町村  
の教育委員会の選舉による委員で  
ある者の数が四をこえるときは、  
教育委員会法(昭和二十三年法律  
第百七十号)第七条の規定にかかる  
こととする。新たに設置された合併町村  
にあつては合併関係町村の数に相当す  
るものを、合併関係町村の協議に  
より、新たに設置された合併町村  
にあつては合併関係町村の全部又は一部を  
編入した合併町村にあつては編入  
される合併関係町村の数に相当す  
る数の範囲で定めた数の者に限  
り、左の各号に掲げる期間、引き  
続き合併町村の教育委員会の選舉によ  
る期間

3 合併町村の区域を二以上に分け  
てその各区城に農業委員会を置く  
場合においては、農業委員会法第  
五十一条第二項又は第三項の規定の  
適用がある場合を除いて、前二項  
の規定を当該各農業委員会ことに  
適用する。この場合においては、他  
の町村の区域の全部又は一部を編  
入した合併町村の区域を区城とし  
てして新たに置かれた農業委員  
会として、当該合併町村は、  
新たに設置された合併町村とみな  
れる。この場合において町村合併の  
際に合併関係町村の農業委員会の  
選舉による委員で当該合併町村の  
農業委員会の委員の被選舉権を有  
することとなるものの数がその定  
められた数をこえるときは、これ  
らの者の互選により、合併町村の  
農業委員会の選舉による委員とし  
て在任する者を定めるものとする。

4 第九条第四項の規定は、第一項  
の協議につき准用する。

第十条第二項中「以下「代表者」と  
いふ」と「以下第十一条の二まで  
において單に「代表者」という」に  
改め、「意見を提出することができ  
る」の下に次のように加える。

当該町村が他の都道府県内の町  
村に隣接するときは、当該隣接町  
村の議会の議員及び長の選舉権を  
有する者も、また同様の手続によ  
り、当該町村と当該隣接町村とに  
係る境界変更に関する意見をその  
町村の長に対し提出するこ  
とができる。

2 前項の場合において当該合併町  
村の農業委員会の選舉による委員  
である者の数が十五をこえるとき  
は、農業委員会法(昭和二十六年  
法律第八十八号)第七条の規定に  
かかるらず、当該数をもつて当該  
合併町村の農業委員会の選舉によ  
る委員として在任することが

る委員の定数とし、選舉による委  
員に欠員が生じ、又はこれらの委  
員がすべてなくなつたときは、こ  
れに応じて、その定数は、同条の  
規定による定数に至るまで減少す  
るものとする。

3 合併町村の区域を二以上に分け  
てその各区城に農業委員会を置く  
場合においては、農業委員会法第  
十一条の三を第十二条の五と  
し、第十二条の二の次に次の二条を  
加える。

4 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をることができる。

5 第十二条の四 前項の勧告があつた場合におい  
て合併町村の議会が当該地域に係  
る市町村の境界変更に關し当該勧  
告と異なる議決をしたときは、合  
併町村の長は、直ちにその要旨を  
告示し、且つ、公衆の見やすい方法  
により公表しなければならない。

6 前項の告示があつたときは、合  
併町村の長は、直ちに後四箇月以  
降に合併町村の議会が当該地域に  
係る市町村の境界変更に關し議決  
をしないときは、合併町村の議会  
の議員及び長の選舉権を有する者  
は、政令の定めるところにより、  
当該勧告に係る地域に属するその  
総数の五分の三以上の者の選舉を  
もつて、その代表者によつて、合  
併町村の選舉管理委員会に対し、  
告示のあつた日又は当該四箇月を  
経過した日から三十日以内に、當  
該地域に係る市町村の境界変更に  
關し、これを当該地域内の選挙人  
の投票に付することを請求するこ  
とができる。

六四六

し議決をしないときは、に改め、「告  
示のあつた日」の下に「又は当該四箇  
月を経過した日」を加える。

第十二条の三を第十二条の五と  
し、第十二条の二の次に次の二条を  
加える。

1 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をることができる。

2 前項の勧告があつた場合においては、農業委員会法第  
十一条の三を第十二条の五とし、第十二条の二の次に次の二条を  
加える。

3 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をることができる。

4 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

5 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

6 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

7 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

8 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

9 第十二条の三 都道府県知事は、町  
村合併が行われた後、特に必要が  
あると認めるときは、町村合併促  
進審議会の意見を聽いて、合併町  
村の一部の地域に係る市町村の境  
界変更に關し、地方自治法第八条  
の二第二項の規定により、当該合  
併町村その他の関係市町村に対し  
勧告をことができる。

4 地方自治法第七十四条第四項の規定は前項の譲議の譲貢及び是の選舉権を有する者につき、第十一条第三項から第七項までの規定は前項の投票につき准用する。

第十二条の四 第十一条第一項、第二項、第三項の二第四項又は前条第一項の勧告に基く市町村の境界変更による町村の区域の変動は、町村合併に伴う町村の区域の変動とみなす。

第十二条の前に次の一条を加える。

(一部事務組合等に関する特例)

第十三条の六 町村合併の際にこれにより廃止される合併關係町村のうち地方自治法第二百八十四条规定の規定により他の市町村と同一の規定により他の市町村から事務の委託を受けているものがある場合においては、合併關係町村及び当該他の市町村の協議により別段の定をした場合を除いて、当該一部事務組合又は当該事務の委託關係は、町村合併後においても前後の地域に係る事務についてなお存続するものとする。この場合において当該一部事務組合又は当該事務の委託關係に關しては、合併町村は、その廃止される町村と同一の町村とみなす。

第十三条の六 第十二号に「第十二号」に改める。

第十八条第六項中「その地区に包含する普通国民健康保険組合」の下

に「又は国民健康保険を行ふ社団法人組合」を「當該普通国民健康保険組合」とし、「當該社団法人」を「同法第五十四条第一項及び第二項」の下に「又は第四項」を加え、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定により合併町村が國民健康保険を行う場合において、当該合併町村は、国民健康保険法第八条ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、國民健康保険を行つてない区域の一部の区域内の世帯主及びその世帯に属する者を被保険者として、同法の規定による國民健康保険を行うことができる。

第二十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 開田、開畠、干拓、かんがい良

第三十四条中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

2 前項の場合において第九条第一項の規定により在任した当該合併町村の議会の議員が引き続き当該市議会の議員となる者は、当該合併町村が市となる際引き続き当該市の議会の議員となる者は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第二項の規定の適用については、その引き続き当該市の議会の議員である間、なお町村の議会の議員である者とみなす。

第三十六条中「第十二条の三」を「第十二条の五」に改める。  
第三十七条第一項各号別記以外の部分中「第十二条の三」を「第十二条の五」に改め、同条第三項を第五項とし、同条第二項を次のように改める。

2 第三十五条第一項但書の規定は前項の場合において、同条第二項の規定は前項第一号及び第二号の場合において適用する。

3 第一項第三号又は第四号に該当する編入が行われる場合において、当該編入をする市の議会の現に在任する議員のうち第九条第一項の規定に基づき在任するものが、あるときは同項及び同条第四項の規定を、当該市議会の議員の定数が同条第二項の規定に基づき増加されているときは同項及び同条第四項の規定を当該編入について準用する。

4 第三十五条第三項の規定は、前項の規定により引き続き市の議会の議員として在任する者について準用する。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(境界変更に関する特例の准用)  
第三十七条の二 第十条第二項後段及び第三項から第七項まで、第十一条並びに第十二条の二の規定は、第十条第一項の告示をした町村が他の都道府県内の市に隣接する場合において当該隣接市に準用する。(選舉区の特例の准用)  
第三十七条の三 第十二条の五の規定は、この法律の適用若しくは準

用を受けない市町村の廃止分合は、  
しくは境界変更又は町村を市とし  
若しくは市を町村とする処分により  
郡市の区域の変更を生ずる場合に  
につき適用する。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行す  
る。  
2 この法律施行前に行われた町村合  
併会により新たに設置された合併  
町村で当該町村合併後最初の教育委  
員会の委員の選挙の告示がこの  
法律施行の際まで行われていない  
ものについては、教育委員会法  
(昭和二十二年法律第百七十九号)第  
七条の規定にかかわらず、当該該  
町村合併の議会の議長により、当該  
町村合併の際院内關係町村の教育委  
員会の選挙による委員であつた  
者で当該合併町村の教育委員会の  
委員の被選落格權を有するものが、  
合併関係町村の数に相当する數を  
こゝで四を下らない範囲で定めた  
数(合併関係町村の数が四以下の  
場合においては四)の者に限り、  
当該合併町村の教育委員会の選挙  
による委員となるものとすること  
ができる。この場合においては子  
の委員は、当該町村合併後一箇年  
をこえない範囲で当該議決で定め  
る日まで在任するものとする。

3 改正後の町村合併促進法(以下  
「法」という)第九条の二第一項後  
段及び第二項の規定は、前項の規  
合において準用する。

4 改正後の法第十九条の五の規定は、この法律施行前にに行われた市町村の廃置・合併若しくは策定又は市町村を市とし若しくは市を町村とする処分により郡市の区域の変更を生ずる場合につき適用する。但し、該変更があつた後、当該変更に係る区域において都道府県の議会の議員の選舉の告示があつたときは、これらの区域の変更については、この限りでない。

5 この法律施行前に行われた町村合併の際これにより既止される合併關係のうち地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定により他の市町村と市町村の一部事務組合を組織し、又は同法第二百五十二条の十四第一項の規定により他の市町村に事務を委託し、若しくは他の市町村から事務の委託を受けたものがある場合は、当該一部事務組合で処理して、当該事務の引継又は当該事務の委託關係の引継に関するこの法律の施行の際なほ関係市町村の間に協調をととのわないとときは、都道府県が事務、関係市町村の申請に基き、当該事務の引継又は当該事務の委託關係の引継に関する事務の行はれ日以降引き続き当該一部事務組合又は都道府県知事は、前項の規定による裁定に際し必要と認めるときは、当該町村合併の行われた日以後引き続き当該一部事務組合又は都道府県の委託關係が從前の地

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

域に係る事務について存続してたものとみなす旨の決定をすることができるものとして、この決定がされた場合においては、当該一部事務組合又は当該事務の委託関係に因して改正後の法第十一条の六後段の規定を適用する。

7 附則第五項の関係市町村の申請又は意見については、当該市町村の議会の譲りを終なければならぬ。

8 附則第二項、第三項及び第五項から前項までの規定は、合併町村が市となる場合においても当該市に適用し、法第三十六条又は三十七条第二項の規定により町村合併とみなされるものに関して適用する。

9 この法律施行前に合併町村が市となつた場合は、当該合併町村が市となつた際において法第九条第一項の規定により在任した当該合併町村の議会の議員が引き続き当該市の議員となつたときは、当該合併町村が市となつた際引き続き当該市の議員となつた者とみなす。

10 前項の規定は、この法律施行前に法第三十七条第一号又は第二号に該当する処分により市が置かれた場合において適用する。

11 農業委員会法（昭和二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

○吉田重延著 たいま議題となりました町村合併促進法の一部を改正する

法律案につき、地方行政委員会における

### 第五十条第三項を削り、同条第一項を第三項とし、同条第一項中

「新たに設置された市町村」の下に

「に置かれる市町村農業委員会」を

加え、同項を第二項とし、同項の

前に次の一項を加える。

市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含することとなる市町村に対する當該廃置分合又は境界変更の場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「都道府県知事の承認を受けた場合」に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に」とあるのは、「廃置分合又は境界交換の関係市町村の長が政令の定めるところにより、当該廃置分合又は境界変更の日までに都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該合併市町村の区域及びその他の区域に」と読み替えるものとする。

正化は地方自治の進展上さへめて重要な課題であるにかんがみまして、つとに小委員会を設け、本法実施後の状況等につき検討を加え、改正すべき点について研究しておりますが、四月二十二日本法案は参議院より送付せられ、翌二十三日、提案者代表としての同院地方行政委員会理事石村幸作君より提案理由の説明を聴取し、二十六日、小委員長北山彦郎君より小委員会における審議の経過の報告があり、今第二次であります。

一、去る二十三日内閣より提出した報告書により、議決を得たい旨の要求を受領しました。

二、去る二十四日議長から、吉田内閣臨島守助君を任命するについて国会

法第三十九条但書の規定により國会

第十次造船促進に関する決議案（竹谷源太郎君外十九名提出）

一、去る二十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

法律案（淺香忠雄君外九名提出）

一、去る二十四日内閣より提出した議案は次の通りである。

法律案（大西禎夫君等特別処理法案提出第一六四号）

一、去る二十六日内閣より提出した議案は次の通りである。

法律案（大西禎夫君外十六名提出）

一、去る二十六日内閣より提出した議案は次の通りである。

法律案（大西禎夫君等特別処理法案提出第一六四号）

可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

一、昨二十六日農林委員会において、

加藤常太郎君に因して常任委員の補欠を指名した。

次に通り理事を補欠選任した。

理事会 小枝 一雄君（理事足立鶴

久下 滋次君 出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

大蔵政務次官 植木度子郎君

厚生政務次官 中山 ヤサ君

厚生省保険局長 久下 滋次君

農林政務次官 平野 三郎君

建設政務次官 南 好雄君

農民組合法案（足鹿覺君外九名提出）

法律案（淺香忠雄君外九名提出）

法律案（大西禎夫君等特別処理法案提出第一六四号）

輸出水産業の振興に関する法律案  
(水産委員長提出)

- 一、昨二十六日参議院から同付された内閣提出案は次の通りである。  
保安林整備臨時措置法案
- 二、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
国有林野法等の一部を改正する法律案

衆議院会議録第四十一号中正誤

賛	段	行	誤	正
六五	二	末	一	
六五	五	二	一	
六七	二	末	一	
シシ	一			

五十七名

七十四名

昭和二十九年四月二十七日

衆議院会議録第四十二号

議長の報告